

新潟市未来へつなぐ地域農業支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、担い手農業者の生産性の向上を図り、農地を将来にわたって維持、活用することを目的に、地域が農地中間管理機構（以下「機構」という。）を通じて行う農地の集積・集約化や、農業者の収益性向上の取組みを支援するため、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるものによる。

(事業の内容等)

第2条 本事業の内容等は、別表1から3のとおりとする。

(交付の申請および実績報告)

第3条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別表1から3の定めにより、補助金交付申請書及び実績報告書を申請年度の3月末日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定および額の確定)

第4条 市長は、補助金の交付決定および額の確定をしたときは、補助事業者に補助金交付決定及び額の確定通知書（別記様式第3号）または不交付決定通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

(適正な執行のための措置)

第5条 市長は、補助事業者がその責めに帰すべき理由により、規則またはこの要綱に違反したときは、交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年8月21日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日をもって失効する。ただし、同日以前に第4条の規定による交付決定及び額の確定を受けた補助事業者に対するこの要綱の規定

の適用については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表 1

種目	集約拡大奨励支援						
内容	<p>地域内の農地について、機構からの転貸により、農地の集約化に取り組む地域に対し補助金を交付する。</p> <p>1 交付対象地域 農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知、令和 6 年 3 月 29 日付け 5 経営第 2447 号改正）（以下「国要綱」という。）の別記 2 第 6 の 1 の規定を準用する。</p> <p>2 交付要件及び交付単価 （1）交付要件 国要綱の別記 2 第 6 の 2（1）アの（ア）の規定を準用し、「団地面積の割合が 10 ポイント以上増加すること。」を「団地面積の割合が 5 ポイント以上増加すること。」に読み替える。</p> <p>（2）交付単価 ア 機構への貸付期間に応じて、以下の交付単価とする。</p> <table border="1" data-bbox="435 1200 1254 1350"> <thead> <tr> <th>機構への貸付期間</th> <th>交付単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10 年以上 15 年未満</td> <td>5,000 円/10a</td> </tr> <tr> <td>15 年以上</td> <td>7,500 円/10a</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ（1）の要件を満たす交付対象地域において、農地耕作条件改善事業実施要領（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2070 号農林水産省農村振興局長通知）（以下「農地耕作条件改善事業国要領」という。）別表 1 に掲げる定額助成（ハード事業）（以下、「簡易なほ場整備」という。）を実施した場合、アの交付単価に 8,000 円/10a の加算を行うこととする。</p> <p>3 交付額 2 の（2）の交付単価に、国要綱別記 2 第 6 の 3（2）の規定を準用する「交付対象面積」を乗じた額とする。 ただし、（2）イの加算を行うことができる交付対象面積は、交付対象地域内の簡易なほ場整備の実施面積を上限とする。</p>	機構への貸付期間	交付単価	10 年以上 15 年未満	5,000 円/10a	15 年以上	7,500 円/10a
機構への貸付期間	交付単価						
10 年以上 15 年未満	5,000 円/10a						
15 年以上	7,500 円/10a						

	<p>4 補助金の返還 国要綱の別記2第6の5を準用する。</p> <p>5 その他 補助金の使途、留意事項については、国要綱別記2第6の4及び6を準用する。</p>
<p>提出書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書及び実績報告書（別記様式第1号） ・振込先通帳の写し ・組織の規約および構成員名簿

別表 2

種目	経営転換協力支援						
内容	<p>機構に農地を貸し付けることにより経営転換又はリタイアした農業者及び農地の相続人に対し協力金を交付する。</p> <p>本種目は、機構に貸し付けられた農地の全部又は一部が、機構に貸し付けられた日の属する年度と同一年度内に、国要綱別記 2 第 5 の地域集積協力金交付事業、国要綱別記 2 第 6 の集約化奨励金交付事業または本要綱別表 1 の集約拡大奨励支援の交付申請を行う「地域」に含まれる場合についてのみ交付対象とする。</p> <p>1 用語の定義</p> <p>本種目における各用語の定義は以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="419 817 1369 1995"> <tr> <td data-bbox="419 817 611 1444">経営転換</td> <td data-bbox="611 817 1369 1444"> <p>以下に掲げる農業部門のうち 2 以上を経営する者が 1 以上を廃止することをいう。</p> <p>① 土地利用型作物（稲、麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、大豆）</p> <p>② 露地野菜</p> <p>③ 施設野菜</p> <p>④ 露地果樹</p> <p>⑤ 施設果樹</p> <p>⑥ 露地花き</p> <p>⑦ 施設花き</p> <p>⑧ その他（上記以外の農業生産部門）</p> <p>なお、本種目における「施設」は、雨よけ用被覆、トンネル栽培、マルチ栽培は含まない。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="419 1444 611 1601">農地の相続人</td> <td data-bbox="611 1444 1369 1601"> <p>補助金の交付を受ける年度又はその前年度に農地を相続し、相続人自らは農業を行わない者をいう。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="419 1601 611 1995">自作地</td> <td data-bbox="611 1601 1369 1995"> <p>交付対象者又は交付対象者の世帯員等（農地法第 2 条第 2 項に規定する世帯員等をいう。）が、機構に貸し付けた日の 1 年前の時点から、所有権に基づき自らが継続して耕作又は適正な管理を行っていた農地（交付対象者が農地の相続人の場合は、被相続人が所有権に基づき自ら耕作していた農地で、相続後から機構に貸し付けられるまでの間に利用権の設定をしていなかったもの）をいう。</p> </td> </tr> </table>	経営転換	<p>以下に掲げる農業部門のうち 2 以上を経営する者が 1 以上を廃止することをいう。</p> <p>① 土地利用型作物（稲、麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、大豆）</p> <p>② 露地野菜</p> <p>③ 施設野菜</p> <p>④ 露地果樹</p> <p>⑤ 施設果樹</p> <p>⑥ 露地花き</p> <p>⑦ 施設花き</p> <p>⑧ その他（上記以外の農業生産部門）</p> <p>なお、本種目における「施設」は、雨よけ用被覆、トンネル栽培、マルチ栽培は含まない。</p>	農地の相続人	<p>補助金の交付を受ける年度又はその前年度に農地を相続し、相続人自らは農業を行わない者をいう。</p>	自作地	<p>交付対象者又は交付対象者の世帯員等（農地法第 2 条第 2 項に規定する世帯員等をいう。）が、機構に貸し付けた日の 1 年前の時点から、所有権に基づき自らが継続して耕作又は適正な管理を行っていた農地（交付対象者が農地の相続人の場合は、被相続人が所有権に基づき自ら耕作していた農地で、相続後から機構に貸し付けられるまでの間に利用権の設定をしていなかったもの）をいう。</p>
経営転換	<p>以下に掲げる農業部門のうち 2 以上を経営する者が 1 以上を廃止することをいう。</p> <p>① 土地利用型作物（稲、麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、大豆）</p> <p>② 露地野菜</p> <p>③ 施設野菜</p> <p>④ 露地果樹</p> <p>⑤ 施設果樹</p> <p>⑥ 露地花き</p> <p>⑦ 施設花き</p> <p>⑧ その他（上記以外の農業生産部門）</p> <p>なお、本種目における「施設」は、雨よけ用被覆、トンネル栽培、マルチ栽培は含まない。</p>						
農地の相続人	<p>補助金の交付を受ける年度又はその前年度に農地を相続し、相続人自らは農業を行わない者をいう。</p>						
自作地	<p>交付対象者又は交付対象者の世帯員等（農地法第 2 条第 2 項に規定する世帯員等をいう。）が、機構に貸し付けた日の 1 年前の時点から、所有権に基づき自らが継続して耕作又は適正な管理を行っていた農地（交付対象者が農地の相続人の場合は、被相続人が所有権に基づき自ら耕作していた農地で、相続後から機構に貸し付けられるまでの間に利用権の設定をしていなかったもの）をいう。</p>						

2 交付対象者

以下のいずれかに該当する農地所有者（個人又は法人）であり、かつ市税を滞納していない者。

- (1) 農業部門の減少により経営転換する農業者
- (2) リタイアする農業者
- (3) 農地の相続人で農業経営を行わない者

3 交付要件

- (1) 農業部門の減少により経営転換する農業者の場合

機構に対し、以下の自作地を除く全ての自作地を 15 年以上貸し付けること。

- ア 農業振興地域外の自作地
- イ 農業振興地域内の 10a 未満（畦畔を除いた面積とする。）の自作地
- ウ 機構が借り受けなかった自作地及び機構に貸し付けたものの返還された農地
- エ 減少した農業部門の作物以外の作物を栽培する自作地

- (2) リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者の場合

機構に対し、以下の自作地を除く全ての自作地を 15 年以上貸し付けること。

- ア 農業振興地域外の自作地
- イ 農業振興地域内の 10a 未満（畦畔を除いた面積とする。）の自作地
- ウ 機構が借り受けなかった自作地及び機構に貸し付けたものの返還された農地

- (3) リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者は、農業経営を目的として利用権の設定を受けている農地がある場合には、これらを解除すること。

- (4) 遊休農地の所有者はこれを解消すること。

- (5) 自作地に共有農地が含まれる場合において、本補助金に関し共有持分を有する相続人と調整等が必要な場合は、交付申請者が行うこと。

- (6) 交付対象者は、交付決定後 15 年間、次のことを行えない。

- ア 農業部門の減少により経営転換する農業者の場合

廃止部門の経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託

	<p>イ リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者 農業経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び 特定農作業受託（新たな相続により農地を取得した場合や、交付申 請時に貸し付けていた所有農地について、貸借期間の満了又は合意 解約により使用収益権を回復した場合には、（２）に準じて機構に農 地を貸し付けること。）</p> <p>（７）機構に貸し付けた農地が、全く転貸又は特定農作業委託されな い場合や、交付対象者自身が自己の所有農地を機構から借り受け た場合は交付対象にならない。</p> <p>（８）本種目の補助金の交付を受けた者は、当該交付を受けた年度以 降に再度本種目の交付を受けられない。また、過去に以下の補助 金の交付を受けた者及びその相続人は本種目の補助金の交付を受 けられない。</p> <p>ア 戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱（平成 24 年 2 月 8 日 付け 23 経営第 2955 号農林水産事務次官依命通知）別記 2 及び 担い手への農地集積推進事業実施要綱（平成 25 年 5 月 16 日付 け 25 経営第 432 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 に基づく 経営転換協力金</p> <p>イ 農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知）別記 3 に基づく経営転 換協力金交付事業</p> <p>4 交付額</p> <p>交付申請があった農地面積（畦畔面積を含む。）に応じ、以下の 金額を交付する。</p> <p>交付要件を満たす農地の合計 × 5千円／10a（上限10万円／戸）</p> <p>5 補助金の返還</p> <p>本種目の補助金の交付を受けた者が、交付決定後15年以内に、交 付要件を満たさなくなったことが明らかとなった場合には、補助金 の全部または一部を返還するものとする。</p> <p>ただし、土地収用等のやむを得ない事情のある場合は返還としな い。</p>
提出 書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金交付申請書及び実績報告書（別記様式第 1 号） ・ 農産物の販売が確認できる書類の写し

	<p>(農業部門の減少およびリタイヤの場合。農地の相続人の場合は被相続人のもの。)</p> <ul style="list-style-type: none">・振込先通帳の写し・新潟市税の納税証明書 (新潟市制度用)
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表 3

種目	園芸転換支援
内容	<p>簡易なほ場整備を実施した農地について、水稻から園芸作物等への転換を図る農業者に対し補助金を交付する。</p> <p>1 交付対象者 簡易なほ場整備を実施した農地において、水稻からの園芸作物等への転換を図る認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 14 条の 5 第 1 項に規定する認定農業者をいう。）の個人又は法人であり、かつ市税を滞納していない者。</p> <p>2 交付要件及び交付単価 （1）交付要件 ア 1 の交付対象者ごとに以下の式で算出する割合が 10%以上となること。 $\left\{ \frac{\text{（簡易なほ場整備の実施農地において事業実施前作に水稻が作付されており、かつ事業実施後に水稻から園芸作物等へ転換した面積）}}{\text{（簡易なほ場整備の実施農地における事業実施前作の水稻作付面積）}} \right\} \times 100 (\%)$ イ 園芸作物等は、以下のいずれかの作物とする。 麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、大豆、露地野菜、施設野菜、露地果樹、施設果樹、露地花き、施設花き ウ 簡易なほ場整備の事業実施年度を始期とした 4 年間で交付申請可能期間とし、かつ交付初年度を始期とした最大 3 年間で交付対象とする。 （2）交付単価 交付要件を満たす農地の合計 × 2 万円 / 10a</p> <p>3 交付額 2 の（2）の交付単価に、簡易なほ場整備の実施農地において事業実施前作に水稻が作付されており、かつ事業実施後に水稻から園芸作物等へ転換した面積を乗じた額とする。</p> <p>4 補助金の返還 本種目の補助金の交付を受けた者が、交付要件を満たしていない</p>

	<p>ことが明らかとなった場合は、補助金の全部または一部を返還とする。</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 本種目の補助金の交付対象面積は、新潟市元気な農業応援事業費補助金交付要綱（令和3年4月22日施行）別表3-2に掲げる麦・大豆いいものづくり支援を受ける場合は本種目の支援を活用できないものとする。</p> <p>(2) 2の(1)の交付要件の算出、および3の交付額の算出には水田面積（畦畔を除く）を用いることとする。</p>
<p>提出書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書及び実績報告書（別記様式第2号） ・振込先通帳の写し ・新潟市税の納税証明書（新潟市制度用）

補助金交付申請書及び実績報告書

(宛先)新潟市長

補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
 また、下記の記載内容について虚偽がないこと、虚偽や違反があった場合には補助金を返還することを誓約します。

		申請年月日	年	月	日
交付申請者欄	フリガナ				
	氏名				
	住所	(〒 -)			
		新潟市 区			
電話	- -				

※ 振込先通帳の写しを添付してください。

(1) 交付申請種目 (交付申請を行う種目に○を記入してください)

集約拡大奨励支援	○
経営転換協力支援	○

(2) 交付申請面積

所在	地番	地目	面積 (畦畔含む)		いずれかに○			機構からの 転貸年月日
					集約拡大奨励支援		経営転換 協力支援 (5千円/10a)	
					貸付10年以上 (5千円/10a)	貸付15年以上 (7.5千円/10a)		
			m ²					
			m ²					
			m ²					
交付申請面積(合計面積)			a					

※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。

※ 各筆毎の面積はm²単位とし、1m²未満は切り捨てて記入してください。

※ 交付申請面積(合計面積)はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。

※ 機構からの転貸年月日は、農用地利用配分計画の公告日等を記入してください。

(3) 地域の農地面積 (集約拡大奨励支援に申請する場合のみ記入)

地域名	地域の全農地面積
	a

※ 地域の全農地面積はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。

※ 地域の外縁が明確に分かる図面を添付してください。

(4) 地域の農地面積のうち簡易なほ場整備実施面積 (集約拡大奨励支援に申請する場合のみ記入)

簡易なほ場整備実施面積	左記面積と(2)交付申請面積のいずれか小さい面積	
a	a	a

※簡易なほ場整備加算の単価は8千円/10a

※ 簡易なほ場整備実施面積はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。

(5) 経営転換する内容 (経営転換協力支援に申請する場合のみ記入)

いずれかに○を記入してください

農業部門の減少		農業部門の減少の場合 減少する部門	
リタイヤ		耕作を続ける 面積 (部門の減少・ 相続人の場合)	m ²
農地の相続人			

<市確認欄>

遊休農地を所有していない	□
--------------	---

※経営転換協力支援の補助上限額は10万円/戸

(6) 交付申請金額

交付申請金額	円
--------	---

補助金交付申請書及び実績報告書

(宛先)新潟市長

補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
また、下記の記載内容について虚偽がないこと、虚偽や違反があった場合には補助金を返還することを誓約します。

		申請年月日	年	月	日
交付申請者欄	フリガナ				
	氏名				
	住所	(〒 -) 新潟市 区			
	電話	- -			

※ 振込先通帳の写しを添付してください。

(1) 交付申請種目 園芸転換支援

(2) 交付申請面積

簡易なほ場整備実施年度 (前作水稲のみ)	所在	地番	面積 (畦畔除く) A		うち申請年度の園芸等作付面積 (畦畔除く) B		申請年度における園芸等作物等名	申請回数 (最大3年間)
				m ²		m ²		
				m ²		m ²		
				m ²		m ²		
				m ²		m ²		
合計面積				a		a	B/Aが10%以上で交付対象	

- ※ 記入欄が足りないときは、別紙として交付申請書に添付してください。
- ※ 各筆毎の面積はm²単位とし、1m²未満は切り捨てて記入してください。
- ※ 合計面積はa単位とし、1a未満は切り捨てて記入してください。
- ※ 交付申請者の耕作する面積のうち令和6年度以降に簡易なほ場整備を実施し、前作が水稲の全ての筆を記入してください。

(3) 交付申請金額 ※Bの面積×2万円/10a

交付申請金額	円
--------	---

個人情報の同意 (地域農業再生協議会から農地の耕作情報を取得する)	<input type="checkbox"/> ※必ずチェック
--------------------------------------	-------------------------------------

※新潟市元気な農業応援事業の麦・大豆いいものづくり支援と重複して申請できません。

新潟市未来へつなぐ地域農業支援事業費補助金 交付決定及び額の確定通知書

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

年 月 日付けで申請のあった新潟市未来へつなぐ地域農業支援事業費補助金については、次のとおり交付の決定及び額の確定をしたので通知します。

記

1 交付決定額及び確定額 金 円

2 交付条件

新潟市未来へつなぐ地域農業支援事業費補助金交付要綱に定める返還事由に該当する場合、その旨を遅滞なく届出ること。

※経営転換協力支援の場合のみ以下を記載

ただし、次のいずれかに該当する場合は、経営転換協力金を返還する必要はありません。

- (1) 土地収用法（昭和26年法律第219号）等による収用により機構に貸し付けている農地が買い取られる場合や農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律101号）第20条の規定により農地が機構から返還された場合等やむを得ない事情のある場合
- (2) 特定農作業受委託契約に係る交付対象農地について、機構に当該特定農作業受委託契約の残存期間以上の期間を機構に貸し付けるために、当該特定農作業受委託契約を解約した場合

別記様式第4号

新潟市未来へつなぐ地域農業支援事業費補助金 不交付決定通知書

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

年 月 日付けで申請のあった新潟市未来へつなぐ地域農業支援事業費補助金については、次のとおり不交付の決定をしたので通知します。

記

1 理 由